

令和 8 年度 前期 情報処理技術者試験 情報処理安全確保支援士試験 案内書

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験は「情報処理の促進に関する法律」に基づく国家試験です。

本案内書は特別措置試験※1(筆記試験)について記載しています。

■ 特別措置 試験日 令和 8 年 11 月 14 日(土)

■ 願書の申込方法※2 インターネット申込み
アクセス先 <https://www.ipa.go.jp/shiken/>

■ 試験区分・願書の受付期間

試験区分※3(()内は略号)		願書の受付期間
情報 処理 技術 者 試 験	情報セキュリティマネジメント試験(SG) 基本情報技術者試験(FE)	令和8年9月1日(火)10時 ～ 令和8年9月18日(金)17時締切
	応用情報技術者試験(AP)	
	ITストラテジスト試験(ST)	
	システムアーキテクト試験(SA)	
	ネットワークスペシャリスト試験(NW)	
	ITサービスマネージャ試験(SM)	
情報処理安全確保支援士試験(SC)		

※1 特別措置試験とは身体の不自由等により、CBT(Computer Based Testing)方式で実施する同試験を受験できない方を対象として筆記によって行う試験のことです。特別措置試験は、受験申込前に「特別措置申請」が必要です。本案内書記載の申請方法を確認の上、申請を行ってください。

※2 申込方法はインターネット申込みとなります。団体申込み、願書郵送申込みは行いません。

※3 ITパスポート試験の特別措置試験を受験希望の方は、下記ホームページを参照してください。

<https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/html/examination/measure.html>

CBT方式試験の詳細については、各ホームページを参照してください。

・ITパスポート試験

<https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/index.html>

・情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験

https://www.ipa.go.jp/shiken/mousikomi/cbt_sg_fe.html

・応用情報技術者試験、高度試験、情報処理安全確保支援士試験

<https://www.ipa.go.jp/shiken/mousikomi/moushikomi.html>

案内書は、最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上で、申し込んでください。申し込まれた場合は、案内書に記載された全ての事項に同意されたものとみなします。

お知らせ

1. 試験実施に関する情報について

地震、台風等の災害による試験中止、試験会場の変更など、受験者への通知事項がある場合は、マイページで行います。試験前には、必ずマイページで情報を確認してください。

2. 本人確認書類について

有効な期限内の顔写真付き本人確認書類を、試験当日必ず持参してください。本人確認書類がない場合は、受験できません。

3. 携帯電話などの取扱いについて

電子機器（携帯電話（スマートフォンを含む）、ウェアラブル端末、パソコン、オーディオプレーヤー、ゲーム機、電子辞書）は、試験開始前に、アラームの設定を解除し、電源を切ってください。電子機器は、マナーモード設定や時計として使用することもできません。AP、高度試験、SC の試験では電卓（計算機能のみ）の使用が可能です。

電子機器、書籍（参考書、ノートなど）、衣服などの机の上に置けないものを収納できるカバンを必ず持参してください。電子機器、書籍、衣服などは、カバンにしまった上で、足元に置いてください。SG、FE の試験では、電卓は机の上に置けませんので、カバンにしまった上で、足元に置いてください。

電子機器、書籍をカバンにしまっていない場合や、SG、FE の試験で電卓をカバンにしまっていない場合、不正行為とみなし直ちに退室を命じ、受験済みの試験は無効になります。残る科目の受験もできません。

4. 利用者 ID（マイページアカウント）について

申込みには利用者 ID（マイページアカウント）が必要です。マイページへのログイン後、特別措置申請、受験申込みを行ってください。

5. バウチャーチケットの使用について（SG・FE のみ）

受験手数料の払込方法としてバウチャーチケットの使用も可能です。バウチャーチケットの詳細は、9 ページを参照してください。

6. AP・NW の点字受験（特別措置）の特別措置申請期間について

AP・NW の点字受験を希望される方は、特別措置申請期間が他の特別措置を希望される方と異なり、8月26日（水）～9月4日（金）17時となりますので、ご注意ください。

7. 受験申込時に入力する氏名について

受験申込時に入力する氏名（漢字、カタカナ）は、本名を入力してください。特に情報処理安全確保支援士試験（以下、支援士試験という）については、誤った内容のままで合格証書が発行された場合、情報処理安全確保支援士の登録申請時に、支援士試験に合格したことの確認ができなくなることがありますので、ご注意ください。

8. 着席時間について

注意事項の説明などを試験開始 15 分前から行いますので、試験開始 20 分前までに必ず試験室に入室し着席できるように、時間には余裕を持って試験会場にお越しください。

9. 情報処理安全確保支援士の登録について

支援士試験合格者は、所定の登録手続きを行うことで、国家資格「情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）」を取得することができます。登録の詳細は、情報処理安全確保支援士のページ（<https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/>）を参照してください。

10. 試験問題の非公開（漏洩しないこと）への同意について

試験問題は非公開です。受験者は受験にあたり、以下の事項に同意いただく必要があります。同意いただけない場合は受験できません。

(1) 試験問題の全部又は一部（試験問題中の文言に限らず、出題内容を示唆する表現も含む）を第三者に開示（漏洩）しないこと

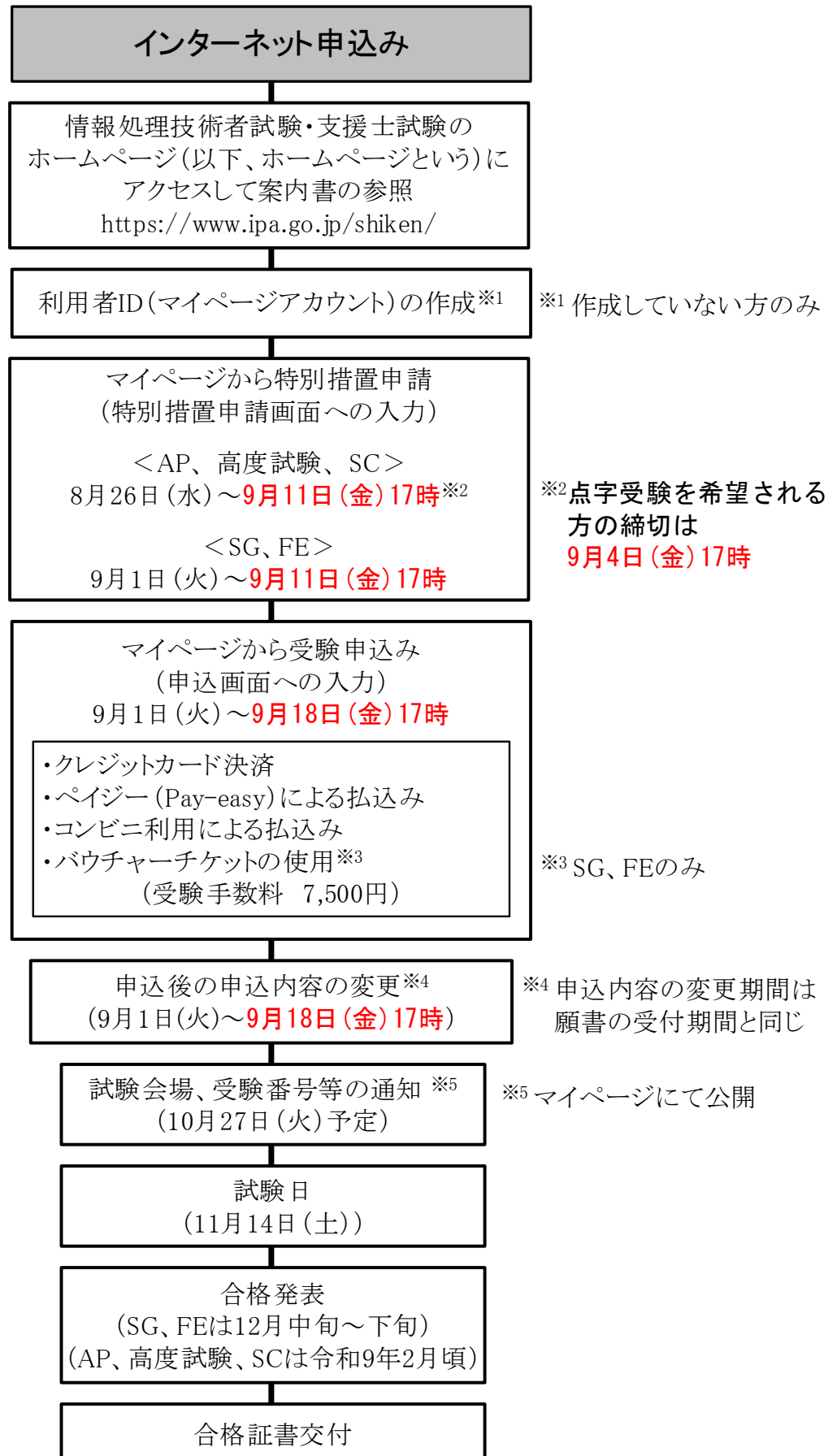
(2) 上記(1)を開示（漏洩）した場合、関係法令等に基づき損害賠償請求等の措置が取られること

なお、試験問題は著作権法で保護されています。

出題に関する SNS への投稿、インターネット掲示板への書込みなどについても、上記の開示（漏洩）とみなす場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

※特別措置試験の問題冊子は全て回収します。持ち帰りできません。

申込みから合格発表までの流れ



目 次

1. 試験概要

- 1-1. 特別措置試験の試験日、実施する試験区分、試験方式 5
- 1-2. 試験問題の非公開への同意について 5
- 1-3. 特別措置試験の試験時間、出題形式、出題数、解答数 5
- 1-4. 試験地 6

2. 受験申込方法

- 2-1. 同意事項 8
- 2-2. 受験手数料 8
- 2-3. インターネット申込み 8
- 2-4. 申込内容の変更 9

3. 試験科目の一部免除

- 3-1. 注意事項10
- 3-2. 高度試験、支援士試験の一部（科目 A-1 試験）免除10
- 3-3. 支援士試験の一部（科目 A-2 試験）免除10
- 3-4. 基本情報技術者試験の一部（科目 A 試験）免除11

4. 応募者への注意事項

- 4-1. 申込み後から試験日までの確認事項12
- 4-2. 試験当日に必要な本人確認書類13
- 4-3. 特別措置試験当日の注意事項14
- 4-4. 試験実施に関する情報16
- 4-5. その他16

5. 採点方式・配点・合格基準、合格発表など

- 5-1. 採点方式・配点・合格基準17
- 5-2. 問題冊子、解答例、採点講評の公表18
- 5-3. 合格発表18
- 5-4. 成績照会18

6. 特別措置（AP、高度試験、SC を受験される方）

- 6-1. 特別措置の申請方法について19
- 6-2. 特別措置申請内容の入力について20
- 6-3. 特別措置申請内容の詳細について21

7. 特別措置（SG、FE を受験される方）

- 7-1. 特別措置の申請方法について28
- 7-2. 特別措置申請内容の入力について29
- 7-3. 特別措置申請内容の詳細について29

■ お問い合わせ33

●個人情報の取扱い

独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA という）は、受験申込み及び試験によって取得した個人情報を、試験の周知、試験に関する調査及び試験を確実かつ円滑に実施する目的で使用し、適切に管理します。

インターネット申込みに係わるシステムの運用、合格証書の発送などの業務を、外部の事業者へ委託することがあります。委託する場合は、当該委託先と個人情報の取扱いに関する契約などを行うとともに、個人情報の安全管理が図られるよう適切な管理監督を行います。

1. 試験概要

1-1. 特別措置試験^{※1}の試験日、実施する試験区分、試験方式

試験日	試験区分 ^{※2}		略号	試験方式
令和8年11月14日(土)	情報処理技術者試験	情報セキュリティマネジメント試験 基本情報技術者試験 応用情報技術者試験	SG FE AP	筆記試験
		高度試験 ITストラテジスト試験 システムアーキテクト試験 ネットワークスペシャリスト試験 ITサービスマネージャ試験	ST SA NW SM	
	情報処理安全確保支援士試験		SC	

^{※1} 特別措置試験とは身体の不自由等により、CBT(Computer Based Testing)方式で実施する同試験を受験できない方を対象として筆記によって行う試験のことです。特別措置試験は、受験申込前に「特別措置申請」が必要です。本案内書記載の申請方法を確認の上、申請を行ってください。

^{※2} IT パスポート試験の特別措置試験を受験希望の方は、下記ホームページを参照してください。

<https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/html/examination/measure.html>

IT パスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験は、CBT 方式で随時実施しています。申込みは各試験サイトから行ってください。

- ・ IT パスポート試験

<https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/index.html>

- ・ 情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験

https://www.ipa.go.jp/shiken/mousikomi/cbt_sg_fe.html

応用情報技術者試験、高度試験、情報処理安全確保支援士試験の CBT 方式の実施スケジュールはホームページ (https://www.ipa.go.jp/shiken/2026/ap_koudo_sc_kikan.html) で確認してください。

1-2. 試験問題の非公開（漏洩しないこと）への同意について

試験問題は非公開です。受験者は受験にあたり、以下の事項に同意いただく必要があります。同意いただけない場合は受験できません。

(1)試験問題の全部又は一部（試験問題中の文言に限らず、出題内容を示唆する表現も含む）を第三者に開示（漏洩）しないこと

(2)上記(1)を開示（漏洩）した場合、関係法令等に基づき損害賠償請求等の措置が取られること

なお、試験問題は著作権法で保護されています。

出題に関する SNS への投稿、インターネット掲示板への書き込みなどについても、上記の開示（漏洩）とみなす場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

※特別措置試験の問題冊子は全て回収します。持ち帰りできません。

1-3. 特別措置試験の試験時間、出題形式、出題数、解答数

科目	科目 A・B	
注意事項の説明開始時刻	9:15	
試験時間	9:30～11:30 ¹⁾ (120 分)	
形式 試験区分	出題形式	出題数 解答数
情報セキュリティ マネジメント試験	多肢選択式 (科目 A は 四肢択一)	60 問 ²⁾ 60 問

¹⁾ 試験時間内に科目 A と科目 B をまとめて実施します。

²⁾ 科目 A の出題数は 48 問、科目 B の出題数は 12 問とします。

科目	科目 A		科目 B	
注意事項の説明開始時刻	9:15		12:15	
試験時間	9:30～11:00 (90 分)		12:30～14:10 (100 分)	
形式 試験区分	出題形式	出題数 解答数	出題形式	出題数 解答数
基本情報技術者試験	多肢選択式 (四肢択一)	60 問 60 問	多肢選択式	20 問 20 問

科目	科目 A		科目 B	
注意事項の説明開始時刻	9:15		12:45	
試験時間	9:30～12:00 (150 分)		13:00～15:30 (150 分)	
形式 試験区分	出題形式	出題数 解答数	出題形式	出題数 解答数
応用情報技術者試験	多肢選択式 (四肢択一)	80 問 80 問	記述式	11 問 5 問

科目		科目 A-1		科目 A-2		科目 B-1		科目 B-2	
注意事項の説明開始時刻		9:15		10:35		12:15		14:15	
試験時間		9:30～10:20 (50分)		10:50～11:30 (40分)		12:30～14:00 (90分)		14:30～16:30 (120分)	
形式 試験区分		出題形式	出題数 解答数	出題形式	出題数 解答数	出題形式	出題数 解答数	出題形式	出題数 解答数
高度 試験	IT ストラテジスト試験	多肢選択式 (四肢択一) 共通問題	30 問 30 問	多肢選択式 (四肢択一)	25 問 25 問	記述式	3 問 2 問	論述式	2 問 1 問
	システムアーキテクト試験			多肢選択式 (四肢択一)	25 問 25 問	記述式	3 問 2 問	論述式	2 問 1 問
	ネットワークスペシャリスト試験			多肢選択式 (四肢択一)	25 問 25 問	記述式	3 問 2 問	記述式	2 問 1 問
	IT サービスマネージャ試験			多肢選択式 (四肢択一)	25 問 25 問	記述式	3 問 2 問	論述式	2 問 1 問

科目	科目 A-1		科目 A-2		科目 B	
注意事項の説明開始時刻	9:15		10:35		12:15	
試験時間	9:30～10:20 (50 分)		10:50～11:30 (40 分)		12:30～15:00 (150 分)	
形式 試験区分	出題形式	出題数 解答数	出題形式	出題数 解答数	出題形式	出題数 解答数
情報処理安全確保支援士試験	多肢選択式 (四肢択一) 共通問題	30 問 30 問	多肢選択式 (四肢択一)	25 問 25 問	記述式	4 問 2 問

各試験区分の詳細（対象者像、出題範囲、シラバスなど）については、ホームページを参照してください。

なお、出題範囲、シラバスなどは、技術動向などを踏まえて、内容の追加、変更、削除など、適宜見直しを行いますので、ホームページで最新版を参照してください。

■ 1-4. 試験地

特別措置試験では、下表の全試験地で、1-1 に記載した情報処理技術者試験の試験区分、支援士試験を行います。なお、試験会場は、指定できません。試験会場は、マイページで通知します。

試 験 地									
札 幌	帯 広	旭 川	函 館	北 見	青 森	盛 岡	仙 台	秋 田	山 形
郡 山	水 戸	つくば	宇都宮	前 橋	新 潟	長 岡	埼 玉	千 葉	東 京
神奈川	長 野	甲 府	静 岡	浜 松	豊 橋	名古屋	岐 阜	四日市	富 山
金 沢	福 井	滋 賀	京 都	大 阪	奈 良	神 戸	和歌山	鳥 取	松 江
岡 山	広 島	山 口	徳 島	高 松	松 山	高 知	北九州	福 岡	佐 賀
長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿児島	那 覇				

注意事項

- (1) 試験会場は、試験地名と同名の市又は周辺の市町村に設置します。ただし、埼玉、千葉、東京、神奈川県、大阪は試験地名と同名の都府県に、滋賀は大津市又はその周辺の市町村に設置します。
- (2) 試験地の収容能力を超えた場合には、同一道府県内の他地域に設置された試験会場又は他の試験地など、希望する試験地以外の地域での受験となります。

なお、事前に通知はいたしません。

■ 2. 受験申込方法

■ 利用者 ID（マイページアカウント）について

申込みには利用者 ID（マイページアカウント）が必要です。マイページへのログイン後、特別措置申請、受験申込みを行ってください。

■ 2-1. 同意事項

案内書をよく読んで、記載されている内容に同意した上で、申し込んでください。申し込まれた場合は、案内書に記載された全ての事項に同意されたものとみなします。

■ 2-2. 受験手数料

- (1) 受験手数料は、**7,500 円**です（情報処理技術者試験は消費税込み（税額 681 円）。支援士試験は非課税）。
- (2) **受理した受験手数料は、理由のいかんにかかわらず返還できません。次回以降の試験への充当もできません。ただし、経済産業省及び IPA の判断で試験実施を中止した場合などを除きます。**

なお、CBT 方式試験への変更もできません。

- (3) 地震、台風など、やむを得ない事情によって、経済産業省及び IPA の判断で試験実施を中止することがあります。その場合でも、再試験はできません。試験実施を中止した場合には、受験できなかった方へ IPA が定める期間内に受験手数料の返還等の措置を行います¹⁾。ただし、試験中止に伴う受験できなかった方の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

注¹⁾ 受験手数料の返還に当たっては、返還に要する諸費用を差し引く場合があります。

- (4) 領収書について

- ① 領収書は、受験申込みが完了し、願書の受付期間終了後（SG、FE は申込完了後）、マイページからダウンロードできます。領収書は発行されてから 1 年間ダウンロード可能です。
- ② バウチャーチケットを使用した場合は、バウチャー購入者へ領収書を交付（ダウンロード）します。
- ③ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る「消費税インボイス」として「領収書と試験実施証明書」を交付します（バウチャーチケットを使用した場合を除きます）。交付は、マイページからのダウンロード方式となります。

領収書をダウンロードすると、適格請求書発行事業者番号を付した「領収書」がダウンロードできます。また、試験実施の翌日から「試験実施証明書」がダウンロードできます。「領収書」と「試験実施証明書」の 2 つの書類で「消費税インボイス」の構成要件を満たします。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、所轄の国税局や税務署へお問合せください。

■ 2-3. インターネット申込み

1. 申込方法

申込方法はインターネット申込みとなります。団体申込み、願書郵送申込みは行いません。

インターネット申込みは、ホームページ（<https://www.ipa.go.jp/shiken/>）にアクセスして、申込手順に従って受験者本人が必要事項を入力する方法です。

申込みには利用者 ID（マイページアカウント）が必要です。マイページへのログイン後、特別措置申請、受験申込みを行ってください。詳細は、ホームページを参照してください。

2. 利用者 ID

- (1) 登録できる利用者 ID は、一人につき同時に一つのみとなりますので、作成した利用者 ID、パスワードは大切に保管してください。作成した利用者 ID は、CBT 方式の受験申込みや、合格証明書の交付申請にも使用できます（IT パスポート試験の受験申込みには使用できません）。
- (2) 利用者 ID は、最後にログインした日から 1 年経過すると無効になります（ただし、1 年経過後も、高度試験、支援士試験の一部（科目 A-1 試験）免除有効期間中は無効になりません）。利用者 ID が無効になると受験履歴などのデータも削除され、再登録しても当該データは復元できません。その後に新たに試験を受験する場合は、利用者 ID を再度登録してください。

3. 払込方法

払込方法には、次の方法があります。

- (1)クレジットカード決済 (2)ペイジー (Pay-easy) による払込み¹⁾ (3)コンビニ利用による払込み¹⁾
(4)バウチャーチケット (SG・FE のみ)²⁾

注¹⁾ 払込手数料 (330 円) は払込人の負担です。

注²⁾ SG、FE は、令和 8 年 7 月 31 日までに購入され、試験日で使用できる有効期限内のものであれば、受験申込みに使用できます。AP、高度試験、SC は、特別措置試験で使用できるバウチャーチケットの販売はありません。バウチャーチケットを使用し受験申込を行う場合は、成績情報等がバウチャー購入者へ提供されることに同意した上で申し込んでください。

SG・FE 用バウチャーチケットの詳細については、SG・FE バウチャー購入申込ページ (https://cbt-s.com/examinee/examination/cbt_voucher) を参照してください。

4. 注意事項

- (1) 申込みの締切直前は、申込みが集中しアクセスに時間が掛かったり、アクセスできなかったりすることが予想されますので、できる限り早めに申込手続きを行ってください。

- (2) 特別措置申請、受験申込みの期間は、次のとおりです。

【特別措置申請】

AP、高度試験、SC : 8 月 26 日 (水) ~ 9 月 11 日 (金) 17 時
(点字受験を希望される方の締切は 9 月 4 日 (金) 17 時)

SG、FE : 9 月 1 日 (火) ~ 9 月 11 日 (金) 17 時

【受験申込み】

AP、高度試験、SC : 9 月 1 日 (火) ~ 9 月 18 日 (金) 17 時

SG、FE : 9 月 1 日 (火) ~ 9 月 18 日 (金) 17 時

理由のいかんにかかわらず、締切後は申込みを受理できません。

- (3) 決められた申込方法に従わない場合は申込みを受理できません。

- (4) 入力される漢字は、JIS 第 1 水準、第 2 水準の漢字を使用してください。

JIS 第 1 水準、第 2 水準にない漢字は使用できません。

- (5) 受験申込時に入力する氏名 (漢字、カタカナ) は、本名を入力してください。特に支援士試験については、誤った内容のままで合格証書が発行された場合、情報処理安全確保支援士の登録申請時に、支援士試験に合格したことの確認ができなくなることがありますので、ご注意ください。

- (6) 外国人の方で、在留カード等の本人確認に必要な書類の氏名にカタカナ表記がなく英字表記の方は、氏名 (カタカナ、漢字) の登録は、英字表記の読みと一致するカタカナを登録してください。

- (7) 氏名に現姓と旧姓の併記はできません。

- (8) 旧姓でも受験申込可能ですが、試験当日は本人確認のため、本人確認書類 (顔写真付きのもの) の提示を求めます。受験申込時の姓と同じ姓が記載された書類が提示できるようにしてください。

- (9) 合格証書の氏名の印字で、JIS 第 1 水準、第 2 水準以外の漢字を希望する場合、外国人の方で英字表記に変更を希望する場合は所定の期間にマイページ上から漢字表記等変更申請を行ってください。

漢字表記等変更申請の詳細は 12 ページを参照してください。

- (10) マイページの利用者 ID (マイページアカウント)、パスワードは忘れないようにご注意ください。

■ 2-4. 申込内容の変更

申込後、申込内容を変更する場合は、申込内容変更期間内にマイページから申請してください。ただし、次の①~④の変更はできません。

①別人へ変更すること。

②試験区分を SG、FE から、他の試験区分へ変更すること。

③試験区分を AP、高度試験、SC から、SG、FE へ変更すること。

④試験区分 FE で免除の有無を変更すること。

※ 申込内容変更期間後、マイページから氏名 (カナ、漢字)、生年月日、性別、電話番号を変更されても申込時の情報には反映されません。

■ 3. 試験科目の一部免除

■ 3-1. 注意事項

- (1) 免除申請対象者であっても、申請がない場合は、一部免除になりません。
- (2) 一部免除者は、免除対象となる科目を受験できません。
- (3) 一部免除者は、免除対象となる科目の終了後、問題冊子・答案回収が完了してから、試験室に入室できます。

■ 3-2. 高度試験、支援士試験の一部（科目 A-1 試験）免除

- (1) 免除対象となる科目
高度試験、支援士試験の科目 A-1 試験
- (2) 免除申請対象者
次の①、②のいずれかに該当する者
 - ① 令和 6 年度春期、令和 6 年度秋期、令和 7 年度春期、令和 7 年度秋期試験の AP、高度試験、支援士試験の合格者
 - ② 令和 6 年度春期、令和 6 年度秋期、令和 7 年度春期、令和 7 年度秋期試験の高度試験、支援士試験の午前 I 通過者
- (3) 申込方法
インターネット申込みの手順に従って、受験申込画面の該当する欄に、次の情報を入力してください。
 - ① 免除申請対象者①は、「合格証書番号」入力欄に、「合格証書番号」を入力してください。
 - ② 免除申請対象者②は、「午前 I 通過者番号」入力欄に、「午前 I 通過者番号」を入力してください。
 - ③ 免除申請対象者で、マイページに登録している現在の氏名が合格証書に記載の氏名と異なる場合、又は免除取得以降、マイページに登録している氏名を変更した場合は、画面の指示に従って、合格時又は午前 I 通過時の氏名をカタカナで入力してください。
 - ④ 免除申請対象者で、免除取得時の生年月日が異なっていた場合は、画面の指示に従って免除取得時の生年月日を入力してください。
 - ⑤ ①～④は正しく入力してください。正しく入力されていない場合は、一部免除が認められないことがあります。
- (4) 一部免除申請番号（合格証書番号、午前 I 通過者番号）の照会
マイページのメニュー「受験結果一覧」で確認できます。

■ 3-3. 支援士試験の一部（科目 A-2 試験）免除

- (1) 免除対象となる科目
支援士試験の科目 A-2 試験
- (2) 免除申請対象者
令和 6 年 5 月、令和 6 年 11 月、令和 7 年 5 月、令和 7 年 11 月、令和 8 年 5 月の修了認定者¹⁾
注¹⁾ 修了認定者とは、IPA が認定した学科等における情報セキュリティに関する課程を修了した者として、免除対象学科等開設者が当該課程の修了認定を IPA に報告済みの方のことです。
- (3) 申込方法
インターネット申込みの手順に従って、受験申込画面の該当する欄に、次の情報を入力してください。
 - ① 免除申請対象者は、「修了認定者管理番号」欄に、「修了認定者管理番号」を入力してください。
 - ② 修了認定時の氏名が現在の氏名と異なる場合、修了認定時の生年月日が異なる場合は、画面の指示に従って、修了認定時の氏名（カナ）、生年月日を入力してください。
 - ③ ①、②は正しく入力してください。正しく入力されていない場合は、一部免除が認められないことがあります。
- (5) その他
「修了認定者管理番号」が分からない場合は、修了認定を受けた免除対象学科等開設者に確認してくだ

さい。

■ 3-4. 基本情報技術者試験の一部（科目 A 試験）免除

(1) 免除対象となる科目

基本情報技術者試験の科目 A 試験

(2) 免除申請対象者

令和 7 年 6 月、令和 7 年 7 月、令和 7 年 12 月、令和 8 年 1 月、令和 8 年 6 月、令和 8 年 7 月の修了認定者¹⁾
注¹⁾ 修了認定者とは、基本情報技術者試験の一部（科目 A 試験）免除に関して、IPA の認定を受けた講座を修了した者であり、修了認定に係る試験に合格した方のことです。

令和 7 年 6 月及び令和 7 年 7 月の修了認定者の方は、事前に特別措置の申請画面で科目 A 試験免除での受験を希望する旨、及び修了認定者管理番号を入力してください。また、「特別措置申請」の結果、特別措置を認められた場合、下記(3)の記載に従って申込みを行ってください。

(3) 申込方法

インターネット申込みの手順に従って、受験申込画面の該当する欄に、次の情報を入力してください。

- ① 免除申請対象者は、「修了認定者管理番号」欄に、「修了認定者管理番号」を入力してください。
- ② 修了認定時の氏名が現在の氏名と異なる場合、修了認定時の生年月日が異なる場合は、画面の指示に従って、修了認定時の氏名（カナ）、生年月日を入力してください。
- ③ ①、②は正しく入力してください。正しく入力されていない場合は、一部免除が認められないことがあります。

(4) その他

- ① 「修了認定者管理番号」が分からない場合は、修了認定を受けた認定講座開設者に確認してください。
- ② CBT 方式又は特別措置による基本情報技術者試験において、科目 A 試験の評価点が基準点以上であっても一部免除の対象にはなりません。

■ 4. 応募者への注意事項

■ 4-1. 申込み後から試験日までの確認事項

令和 8 年度前期 特別措置試験では受験票を使用しません。試験当日に本人確認書類（顔写真付きのもの）を必ず持参してください。本人確認書類がないと受験できません。

1. 試験会場・受験番号等の通知について

通知方法	通知日（特別措置試験）
マイページ上で通知	10月27日（火）予定

マイページ上に受験する試験会場の情報と、受験番号等が表示されます。

また、受験に関する注意事項を記載した「受験心得」がダウンロードできますので、表示された情報と「受験心得」をよくご確認ください。試験当日はマイページに表示された試験会場で受験してください。マイページに表示されている試験会場以外では受験できません。

2. 試験当日について

(1) 試験当日は、試験会場にて本人確認書類（顔写真付きのもの）による本人確認の上、試験室への入室が許可されます。本人確認書類（顔写真付きのもの）を忘れずに持参してください。（本人確認書類の詳細は「4-2. 試験当日に必要な本人確認書類」を参照してください）

(2) 試験会場での本人確認は、申込内容変更期間（申込受付期間の終了時点）までに登録されている利用者情報を基に実施します。試験当日に本人確認書類として提示された証明書等に記載の姓、名が、申込内容変更期間までに登録された利用者情報の姓、名と異なる場合、本人確認に必要な書類として使用できません。

申込内容変更期間後、結婚等により改姓し、改姓後の姓で受験されたい場合は、必ず受験前に特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施に関するお問合せ先（33 ページ参照）へお問い合わせください。

試験当日、登録された姓と同じ姓が記載された本人確認書類の提示ができない場合は、受験できません。

(3) 試験室への入室時に、受験番号と試験の時間割が記載された「座席票」が配布されます。

3. 漢字表記等変更申請について

次の①～④に該当する方は、下記の申請期間内に、マイページの「PBT 漢字表記等変更申請」メニューから変更申請を受け付けます。申請時の「漢字表記等変更申請書」に記載された受験番号に対応した合格証書において、漢字表記等を修正します。

なお、申請期間以降は一切変更を受け付けませんので注意してください。

① 受験申込の際、利用者情報登録時に使用できなかった漢字が氏名に含まれており、合格証書に記載される氏名の漢字表記の変更を希望される方

② 申込内容変更期間後に氏名の漢字、氏名のカタカナ、生年月日の誤りが判明した方

③ 外国人の方で、合格証書に記載される氏名を英字表記に変更を希望される方¹⁾

④ 申込内容変更期間後に郵便番号、住所の誤りが判明し、合格証書送付先住所の変更を希望される方

注¹⁾ 外国人の方で、合格証書に記載される氏名を英字表記に変更を希望される方は、申請時に公的書類（在留カード等）の画像データが必要です。

【漢字表記等変更の申請期間】

AP、高度試験、SC：11月15日（日）12時～11月18日（水）23時59分

SG、FE：11月15日（日）12時～12月4日（金）23時59分

■ 4-2. 試験当日に必要な本人確認書類

- (1) 本人確認書類は、以下のA～Gに記載している顔写真付き証明書（提示時点で有効な原本に限る）から1点が必要となります。書類の提示ができない受験者は試験を受けることができません。

- A. パスポート
- B. 運転免許証（仮運転免許証を含む）
- C. マイナンバー個人番号カード（顔写真付き）
- D. 特定在留カード、特定特別永住者証明書、在留カード、特別永住者証明書
- E. 身体障害者手帳（顔写真付き）
- F. 社員証¹⁾
- G. 学校が発行した学生証（顔写真付き）²⁾

注¹⁾ 社員証は次の①～③の要件を満たすものに限りします。

- ①「社員証」「従業員証」「職員身分証明書」等の記載があり、企業等に所属していることが確認できること。
 - ②発行した企業等の「名称」及び「本人の氏名」の記載があること。
 - ③本人確認可能な「顔写真」が貼付されており、顔写真には割り印、エンボス、ラミネート加工のいずれかがされていること。又は、プラスチックカードに印刷されていること。
- なお、スマートフォン用アプリ等の電子機器を利用した社員証は使用できません。

注²⁾ 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校で発行されたものが有効です。学生証が学年毎に発行される場合、在籍年次以外の学生証は無効です。ただし、有効期限日が記載されている場合、有効期限日まで使用可能です。

なお、スマートフォン用アプリ等の電子機器を利用した学生証、海外の学校の学生証は使用できません。

※学年や年度の切り替わり時期や卒業時期に学生証を使用して受験する場合は、有効期限切れや返却によりお手元がないといったことが無いようご注意ください。

- (2) 上記A～G以外にも、本人確認に必要な書類として使用できる顔写真付の公的証明書等¹⁾があります。必ず受験を申し込む前に特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施に関するお問合せ先（33ページ参照）へ問い合わせをし、本人確認に必要な公的証明書としての有効性を確認してください。
- 有効と確認されていない公的証明書等は、本人確認書類として使用できませんのでご注意ください。

注¹⁾ 日本国内の公的機関で発行されたものに限りします。

- (3) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍する方で、A～Gの本人確認に必要な書類を用意できない場合は、「学校生徒在籍証明書」と以下の証明書等との両方を持参することにより、本人確認に必要な書類とすることができます。

証明書等：学生証（顔写真なし）、生徒手帳（顔写真なし）、健康保険資格確認書から一点

「情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験受験用 学校生徒在籍証明書」

<https://cbt-s.com/examinee/files/examination/17642328971.pdf>

「応用情報技術者試験、高度試験及び情報処理安全確保支援士試験受験用 学校生徒在籍証明書」

<https://cbt-s.com/examinee/files/examination/17859808801.pdf>

【本人確認書類についての注意事項】

- ・試験当日、本人確認に必要な書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。
- ・本人確認に必要な書類は、原本をお持ちください（コピーは認められません）。
- ・試験会場での本人確認は、申込内容変更期間（申込受付期間の終了時点）までに登録されている利用者情報を基に実施します。試験当日に本人確認書類として提示された証明書等に記載の姓、名が、申込内容変更期間までに登録された利用者情報の姓、名と異なる場合、本人確認に必要な書類として使用できません。申込内容変更期間後、結婚等により改姓し、改姓後の姓で受験されたい場合は、必ず受験前に特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施に関するお問合せ先（33ページ参照）へお問い合わせください。試験当日、登録された姓と同じ姓が記載された本人確認書類の提示ができない場合は、受験できません。
- ・本人確認に必要な書類を提示されても、次の①、②のように本人確認ができなかった場合は受験できません。

- ①写真の汚れ、不鮮明又は発行から年数が経過している等によって、貼付された写真と受験者が同一人物と判断できない。
- ②氏名、有効期限等が汚れ、破れ等によって読み取れない。
- ・マスクを着用されている場合、本人確認の際に試験監督員の指示で一旦マスクを外していただくことがあります。

■ 4-3. 特別措置試験当日の注意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、理由のいかんにかかわらず受験できません。また、採点されません。

- ① 本人確認に必要な書類（コピー不可、有効期限内のものに限る）を提示できない
- ② 申込みをした受験者本人以外の受験
- ③ 科目 A 試験又は科目 A-1 試験から受験せず（一部免除者が科目 A 試験又は科目 A-1 試験を受験しない場合を除く）、それ以降の科目だけの受験
- ④ マイページで指定された会場以外での受験
- ⑤ 申込みをした試験区分以外での受験
- ⑥ 遅刻（試験開始 30 分経過）¹⁾

注 ¹⁾ 試験開始後 30 分まで入室を認めますので、監督員などの指示に従ってください。交通機関の事故などいかなる理由でも、試験開始後 30 分を超える遅刻の場合、入室できません。

- (2) 受験上の注意事項

- ① 試験時間中、机の上に置けるものは次のものに限ります。会場での貸出しもできません。

- (a) 本人確認書類（顔写真付きのもの）
- (b) 黒鉛筆及びシャープペンシル
- (c) 鉛筆削り
- (d) 消しゴム
- (e) 定規
- (f) 時計（時計型ウェアラブル端末は除く。アラームなど時計以外の機能は使用不可）
- (g) 電卓（使用できる試験区分は AP、高度試験、SC のみ。計算以外の機能は使用不可）¹⁾
- (h) ハンカチ (i) ポケットティッシュ
- (j) 目薬

注 ¹⁾ 音声応答のある電卓等の使用が必要な場合は「特別措置申請」が必要です。詳しくは 19 ページを参照してください。

- ② 電子機器（携帯電話（スマートフォンを含む）、ウェアラブル端末、パソコン、オーディオプレーヤ、ゲーム機、電子辞書）は、試験開始前に、アラームの設定を解除し、電源を切ってください。電子機器は、マナーモード設定や時計として使用することもできません。
- ③ 電子機器、書籍（参考書、ノートなど）、衣服などの机の上に置けないものを収納できるカバンを必ず持参してください。電子機器、書籍、衣服などは、カバンにしまった上で、足元に置いてください。SG、FE の試験では、電卓は机の上に置けませんので、カバンにしまった上で、足元に置いてください。
- ④ 試験開始及び終了は、監督員の指示に従ってください。監督員の時計が基準です。
- ⑤ 試験時間中の時間管理は、受験者本人で行ってください。
- ⑥ 退室可能時間に途中退室する場合は、手を挙げて合図をしてください。監督員が問題冊子・答案紙を回収し、指示があるまでは、席を立たないでください。試験終了後も、監督員が問題冊子・答案用紙を回収し、指示があるまでは、席を立たないでください。
- ⑦ 退室禁止時間は、次のとおりです。
 - ・ SG の科目 A・B 試験、FE 及び AP の科目 A の試験：試験開始から 60 分間及び試験終了前 10 分間
 - ・ 高度試験及び SC の科目 A-1、A-2 の試験 ：試験開始から終了まで

- ・ FE、AP 及び SC の科目 B の試験 : 試験開始から 40 分間及び試験終了前 10 分間
- ・ 高度試験の科目 B-1、B-2 の試験 : 試験開始から 40 分間及び試験終了前 10 分間

⑧ 答案は、いかなる場合も提出してください。

⑨ 問題冊子は全て回収します。持ち帰りできません。

⑩ 試験時間中は、問題冊子の表紙及び裏表紙の注意事項、並びに答案用紙の注意事項に従ってください。

(3) 次の事項に該当する者の答案は、採点されません。受験済みの試験は無効になります。残る科目の受験もできません。

① 監督員など係員の指示に従わない者 ¹⁾

② 不正行為をした者 ¹⁾

- ・ カンニング、替え玉受験をした者

- ・ 電子機器（携帯電話（スマートフォンを含む）、ウェアラブル端末、パソコン、オーディオプレーヤ、ゲーム機、電子辞書）、書籍（参考書、ノートなど）をカバンにしまっていない者

- ・ SG、FE の試験で電卓をカバンにしまっていない者

- ・ 監督員の試験開始指示前に、問題冊子を開いた者

- ・ 監督員の試験終了指示後に、答案用紙に記入した者

③ 途中退室時又は試験終了後、監督員が問題冊子・答案用紙を回収し、指示する前に退室した者

④ 退室禁止時間内に退室した者

⑤ 答案回収時に、答案を提出しない者

⑥ 問題冊子を持ち帰った者

注 ¹⁾ ①、②の場合、直ちに退室を命じます。

(4) その他の注意事項

① 試験室への入室

(a) 本人確認書類（顔写真付きのもの）による本人確認後に、入室が可能です。入室後は監督員の指示に従って着席してください。

(b) **注意事項の説明などを試験開始 15 分前から行いますので、試験開始 20 分前までに必ず試験室に入室し着席できるように、時間には余裕を持って試験会場にお越しください。**

また、試験室の外に出られた場合は、再入室の際に試験監督員による本人確認書類の確認を行います。確認にお時間がかかる場合がございますので、ご注意ください。

(c) 基本情報技術者試験の科目 A 試験免除者、高度試験・支援士試験の科目 A-1 試験免除者、支援士試験の科目 A-2 試験免除者は、免除となる科目（科目 A 試験、科目 A-1 試験又は科目 A-2 試験）の試験終了後、問題冊子・答案回収が完了してから、試験室に入室できます。

② 試験時間中の飲食は禁止です。ただし、服薬などやむを得ない場合は、監督員の許可を得てください。

③ 試験時間中の耳栓の使用は禁止です。

④ 試験室内は禁煙です。指定された場所以外では、喫煙できません。なお、全面禁煙の会場があります。

⑤ 試験時間中にトイレへ行きたくなったり、気分が悪くなったりした場合、その他、試験中に用事のある場合や試験中に受験の妨げになる事象がある場合は、手を挙げて監督員に合図してください。

⑥ 試験問題の内容に関する質問には、お答えできません。

⑦ 座席票は、メモとして使用できません。

⑧ 当日の忘れ物については、情報処理推進機構ホームページの問合せフォームより、お問合せください。

【情報処理推進機構ホームページ問合せフォーム】

https://www.ipa.go.jp/shiken/jitecinquiry_faq.html#form

試験終了後、1 週間以内に連絡がないものについては、処分します。

■ 4-4. 試験実施に関する情報

- (1) 地震、台風等の災害による試験中止、試験会場の変更など、受験者への通知事項がある場合は、マイページで行います。試験前には、必ずマイページで情報を確認してください。
- (2) 試験実施に関する試験当日のお問合せは、お問合せ先（33 ページ参照）までお問合せください。

■ 4-5. その他

- (1) 試験会場までは、交通機関の事故、交通混雑、乗り継ぎなどで予想以上に時間が掛かることがあります。交通機関の不通や遅延等が発生することに備え、ご自身で試験会場までの経路や方法を複数調べておくとともに、時間に十分な余裕をもって試験会場に到着できるようにしてください。
- (2) マイページに試験会場の住所が記載されていますので、事前に市販の地図などによって、会場までの道順や所要時間などを十分確認しておいてください。
- (3) 試験当日、受験者が出したゴミ（弁当、飲み物など）は、必ず各自が持ち帰ってください。試験会場に捨てることはできません。
- (4) 試験会場によっては、冷暖房が入らない場合があります。
- (5) IPA は、試験会場やその周辺において、料金を徴収するようなことは行いません。
- (6) 貴重品は必ず身に付けておいてください。試験会場における盗難、紛失について、一切の責任を負いません。

■ 5. 採点方式・配点・合格基準、合格発表など

■ 5-1. 採点方式・配点・合格基準

- (1) 採点方式については、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験においては IRT (Item Response Theory：項目応答理論) に基づいて解答結果から評価点を算出します。それ以外の試験区分・科目においては素点方式を採用します (科目 B-2 (論述式) を除く)。
- (2) 合格基準は、各科目 (科目 A・B、科目 A、科目 A-1、科目 A-2、科目 B、科目 B-1、科目 B-2) の得点又は評価点が全て基準点以上の場合に合格です。
- (3) 試験区分ごとの配点 (満点) 及び基準点は、表のとおりです。試験区分ごとの問題別配点割合は、試験要綱 (ホームページに掲載) を参照してください。
- (4) 試験結果に問題の難易差が認められた場合には、応用情報技術者試験、高度試験及び支援士試験では基準点の変更を行うことがあります。

試験区分	科目	配点	基準点
情報セキュリティマネジメント試験 (SG)	科目 A・B	1,000 点満点	総合評価点 600 点
基本情報技術者試験 (FE)	科目 A	1,000 点満点	科目評価点 600 点
	科目 B	1,000 点満点	科目評価点 600 点
応用情報技術者試験 (AP)	科目 A	100 点満点	60 点
	科目 B	100 点満点	60 点
高度試験	科目 A-1	100 点満点	60 点
	科目 A-2	100 点満点	60 点
	科目 B-1	100 点満点	60 点
	科目 B-2	記述式試験	100 点満点
		論述式試験	— ランク A ¹⁾
情報処理安全確保支援士試験 (SC)	科目 A-1	100 点満点	60 点
	科目 A-2	100 点満点	60 点
	科目 B	100 点満点	60 点

注 ¹⁾ 科目 B-2 (論述式) 試験の評価方法について

- ・設問で要求した項目の充足度、論述の具体性、内容の妥当性、論理の一貫性、見識に基づく主張、洞察力・行動力、独創性・先見性、表現力・文章作成能力などを評価の視点として、論述の内容を評価します。また、問題冊子で示す“解答に当たっての指示”に従わない場合は、論述の内容にかかわらず、その程度によって評価を下げる場合があります。
- ・評価ランクと合否の関係は表のとおりです。

表 科目 B-2 (論述式) 試験の評価ランクと合否の関係

評価ランク	内 容	合 否
A	合格水準にある	合格
B	合格水準まであと一步である	不合格
C	内容が不十分である 問題文の趣旨から逸脱している	
D	内容が著しく不十分である 問題文の趣旨から著しく逸脱している	

- (5) 応用情報技術者試験、高度試験及び支援士試験では、次のとおり「多段階選抜方式」を採用します。

＜応用情報技術者試験＞

- ・科目 A 試験の得点が基準点に達しない場合には、科目 B 試験の採点を行わずに不合格とします。

＜高度試験の各試験区分＞

- ・科目 A-1・科目 A-2 試験の得点が基準点に達しない場合には、科目 B-1・科目 B-2 試験の採点を行わずに不合格とします。
- ・科目 B-1 試験の得点が基準点に達しない場合には、科目 B-2 試験の採点を行わずに不合格とします。

＜支援士試験＞

- ・科目 A-1・科目 A-2 試験の得点が基準点に達しない場合には、科目 B 試験の採点を行わずに 不合格とします。
- (6) 科目 A 試験又は科目 A-1 試験から受験し、それ以降の科目を受験しなかった場合は、受験済みの科目だけを採点します。
- (7) 試験後及び合格発表後の個々の問題及び採点結果に対する問合せには応じられません。

■ 5-2. 問題冊子、解答例、採点講評の公表

- ・問題冊子、解答例、採点講評の公表は行いません。

■ 5-3. 合格発表

- (1) 次のスケジュール（予定）で、合格者の受験番号をホームページに掲載します。試験結果の通知はありませんので、合格発表及び成績照会で確認してください。
- なお、後日、合格者の受験番号が官報に公示されます。

試験区分	発表時期
SG、FE	12月中旬～下旬 ¹⁾
AP、高度試験、SC	2月頃

注¹⁾ CBT 方式試験の 11 月受験者の合格発表と同時

- (2) 経済産業大臣から、情報処理技術者試験の合格者に対しては「情報処理技術者試験合格証書」が、支援士試験の合格者に対しては「情報処理安全確保支援士試験合格証書」が交付されます。
- ① 合格証書の発送時期は、合格発表後、ホームページに掲載します。
 - ② 合格証書は、申込内容変更期間（申込受付期間の終了時点）までに登録されている住所に「簡易書留」で送付します。受験後、漢字表記等変更申請で住所を訂正した場合は、漢字表記等変更申請書に記載の住所に送付します。配達時に受取人が不在の場合は、郵便局で一時保管され、保管期間を過ぎると IPA へ戻されます。再送費用は、合格者の負担になります。
 - ③ IPA に返送された合格証書の保管期間は発送後 3 か月間（発送日の属する月の 3 か月後の月の末日まで）です。保管期間経過後廃棄します。廃棄後は再送できません。
 - ④ 合格証書は、再発行できません。合格を証明するものとして、「合格証明書」を交付することができます。詳しくは、ホームページをご確認ください。
- (3) 高度試験、支援士試験の科目 A-1 で基準点以上の成績を得た方は、合格発表後に科目 A-1 通過者番号が発行され、マイページで確認することができます。
- (4) AP、高度試験、支援士試験の合格者又は高度試験、支援士試験の科目 A-1 通過者が、高度試験、支援士試験のいずれかの試験を受験する場合は、本人からの申請があれば、令和 8 年度後期試験における高度試験、支援士試験の一部（科目 A-1 試験）を免除します。詳しくは、ホームページをご確認ください。

■ 5-4. 成績照会

AP、高度試験、SC の成績照会の開始時期は令和 9 年 1 月頃を予定しています。詳細は後日ウェブページでお知らせいたします。

SG、FE は、試験日から 8 日後（予定）までに、マイページで成績の照会ができるようになります。

■ 6. 特別措置（AP、高度試験、SC を受験される方）

SG、FE の特別措置については、28 ページの「7. 特別措置（SG、FE を受験される方）」をご覧ください。

■ 特別措置を希望する方の受験申込方法について

受験申込みの前に「特別措置申請」が必要です（申請期限にご注意ください）。申請内容の審査後、特別措置を認められた方は、受験申込みを行ってください。

点字受験を希望される方は、特別措置申請期間が異なりますのでご注意ください（8 月 26 日（水）～9 月 4 日（金）17 時）。

身体障害者、身体不自由等により CBT 試験会場で受験できない方など、受験時の特別措置を希望する方は、「6-1. 特別措置の申請方法について」のとおり、申請してください。申請内容を審査の上、特別措置の可否を決定しますので、希望する特別措置ができないこともあります。

審査結果は、申請から一週間以内を目安としてメールで連絡します。なお、連絡事項を掲載する場合がありますので、マイページから、申請内容の確認及び結果の確認を必ず行ってください。

申請から一週間を過ぎても連絡がない場合は、申込みの締切前日（9 月 17 日（木））までに（点字受験を希望される方は 9 月 11 日（金）までに）特別措置審査・受験申込みに関するお問合せ先（33 ページ参照）にお問い合わせください。

■ 6-1. 特別措置の申請方法について

1. 特別措置の対象者

肢体不自由、視覚障害（点字受験を必要としない）、視覚障害（点字受験を必要とする：試験区分は **AP・NW** が対象）、その他の身体不自由等により CBT 試験会場で受験できない方など

注意事項

CBT 方式試験では、補聴器（通信機能がないもの・人工内耳を含む）の使用、筆談に対応しております。また、車椅子で受験可能な会場もあります。

CBT 方式試験の詳細については、ホームページ

(https://www.ipa.go.jp/shiken/2026/ap_koudo_sc_kikan.html) を参照してください。

※CBT 方式で受験可能か、判断に迷われた場合は特別措置審査・受験申込みに関するお問合せ先（33 ページ参照）までお問い合わせください。

2. 申請方法

受験時の特別措置を希望する方は、受験申込みの前に「特別措置申請」を行ってください。特別措置の可否を審査します。

「特別措置申請」はマイページからの申請となります。申請手順に従って必要事項を入力し、身体障害者手帳等の証明書類の画像データをアップロードしてください。

審査後、特別措置を認められた方は、受験申込みを行ってください。

(1) 特別措置申請

① 受験申込みの前に「特別措置申請」が必要ですので、マイページにログインし、手順に従って申請を行ってください。

② 特別措置申請の期間

点字受験を希望される方は、申請期間が異なりますのでご注意ください。

・点字受験を希望される方 **8 月 26 日（水）～9 月 4 日（金）17 時**

・点字以外の特別措置を希望される方 **8 月 26 日（水）～9 月 11 日（金）17 時**

③ 「特別措置申請」の結果、特別措置を認められた方は、受験申込期間内に受験申込みを行ってください。

(2) 特別措置申請内容の入力、証明書類のアップロード

① 申請内容の入力

希望する措置、理由等を選択又は入力してください。

- ② 身体障害者手帳の画像データをアップロード（「6-3. 特別措置申請内容の詳細について」の1~9のいずれかを希望する場合）

ただし、「6-3. 特別措置申請内容の詳細について」の3、4、6~9を希望する場合は、医師の診断書でも可とします（医師の診断書の画像データをアップロード）。

注意事項

- ・身体障害者手帳の画像データは、氏名、障害程度の等級及び障害名が分かるようにアップロードしてください。
- ・医師の診断書は、希望する特別措置を必要とする理由が分かるものであり、令和8年7月6日(月)以降のものであります。
- ・医師の診断書の内容に CBT 方式試験での受験が困難な理由が必要です。ただし、点字希望者は除きます。
- ・身体障害者手帳、医師の診断書は、日本国内において交付、発行されたものに限りします。

※身体障害者手帳や医師の診断書を提出された場合でも、審査のため、IPAが指示する「指定医師（身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師として、障害の種類ごとに都道府県知事の指定を受けた医師）の診断書」を追加で提出していただくこともあります。

- ③ 審査結果は、申請から一週間以内を目安としてメールで連絡します。

申請から一週間を過ぎても連絡がない場合、申込みの締切前日（9月17日（木））までに特別措置審査・受験申込みに関するお問合せ先（33 ページ参照）にお問い合わせください。

(3) 受験申込み

- ① 特別措置を認められた方は、申込手順に従って受験申込みを行ってください。
- ② 受験申込期間 9月1日（火）～9月18日（金）17時

(4) 特別措置申請期間後における特別措置の希望について

特別措置申請期間後の特別措置申請は、原則、受け付けません。ただし、申請期間後の不慮の事故などで新たに特別措置を希望する方は、特別措置審査・受験申込みに関するお問合せ先（33 ページ参照）にお問い合わせください。お問い合わせされた時期、希望内容によって特別措置の対応ができる場合があります。

3. 注意事項

- (1) 「6-3. 特別措置申請内容の詳細について」1~9のいずれかを希望する場合、証明書類のアップロードが必要です。
- (2) 試験当日、特別措置を希望されても、対応できません。
- (3) 申込内容の変更期間において、AP、高度試験、SC から、SG、FE へ試験区分を変更することはできません。
- (4) 試験会場は、指定できません。試験会場は、マイページで通知します。
- (5) 提出書類は、返却しません。
- (6) 機器などの貸与、あつせんはしません。
- (7) 不明な点は、特別措置審査・受験申込みに関するお問合せ先（33 ページ参照）にお問い合わせください。

■ 6-2. 特別措置申請内容の入力について

1. 申請の理由、症状や受験時の姿勢・状態、障害程度の等級については、詳しく入力してください。等級の認定を受けていない場合で、「6-3. 特別措置申請内容の詳細について」3、4、6~9のいずれかを希望するときは、「希望する特別措置を必要とする理由」が詳しく記入された医師の診断書の画像データをアップロードしてください。
2. 申請内容について確認するため、日中連絡の取れる電話番号へ連絡する場合があります。

■ 6-3. 特別措置申請内容の詳細について

1. 時間延長

- (1) 試験時間が一般受験者の1.5倍に延長されます。
- (2) 試験時間の延長は、次の条件を満たす方を対象とします。障害程度等級は、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第五号）に準じます。
 - ① 視覚障害（1級～3級）
 - ② 上肢障害（1級）
 - ③ 上肢障害（2級のうち次に該当する方）
 - a 両上肢の機能障害が著しいことが身体障害者手帳に記載されている。
 - b 両上肢の全ての指を欠くことが身体障害者手帳に記載されている。
 - ④ 体幹機能障害（1級）
 - ⑤ 体幹機能障害（2級のうち次に該当する方）

体幹の機能障害により、座位を保つことが困難なことが身体障害者手帳に記載されている。
 - ⑥ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢運動機能障害（1級）
 - ⑦ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢運動機能障害（2級のうち次に該当する方）

不随意運動・失調等により両上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されることが身体障害者手帳に記載されている。
 - ⑧ 発達障害によって試験時間の延長が必要と認められる方
IPA所定の診断書が必要です。診断書フォーマットはIPAホームページ（https://www.ipa.go.jp/shiken/2026/r08zenki_tokubetsusochi.html）からダウンロード可能です。
- (3) 試験時間を延長する場合は、休憩時間が短縮されます。
- (4) 時間延長時の試験時間

試験区分	科目 A-1 (AP は科目 A)	科目 A-2	科目 B-1 (AP、SC は科目 B)	科目 B-2
AP	9:30～13:15	—	14:00～17:45	—
高度試験	9:30～10:45	11:00～12:00	12:45～15:00	15:15～18:15
SC	9:30～10:45	11:00～12:00	12:45～16:30	—

2. 点字受験

- (1) **視覚障害で試験時間の延長（一般受験者の1.5倍）が認められた方が対象です。**
- (2) 試験問題を点字化した問題冊子と点字用答案用紙を用意します。
- (3) 試験区分は、**AP・NW**が対象です。
- (4) **解答に必要な機器（点字タイプライタ又は点字盤）の持込みが必要です。**持ち込む機器に、チェックを付けてください。また、ソロバンを持ち込む場合は「(3)ソロバン」にチェックを付けてください。点字タイプライタで電動式の場合には、必要な電源の数を選択してください。

3. 問題冊子

問題冊子は、次の中から選択できます。

- (1) 一般問題冊子（B5判）
- (2) 拡大問題冊子（B4判）

一般問題冊子の文字を、拡大率1.4倍にした問題冊子です。
- (3) 白黒反転拡大問題冊子（B4判）

(2)を白黒反転させた問題冊子です。

(「(3) 白黒反転拡大問題冊子」様式の例、ほぼ原寸大)

問X 白黒反転問題冊子の表示例です。

ア 白黒反転問題冊子の表示例です。

イ 白黒反転問題冊子の表示例です。

ウ 白黒反転問題冊子の表示例です。

エ 白黒反転問題冊子の表示例です。

4. 答案用紙

(1) 答案用紙は、次の中から選択できます。

① 一般答案用紙

試験区分（科目）が、AP（科目 B）、高度試験（科目 B-1、科目 B-2）、SC（科目 B）の場合が対象です。

出題形式が、記述式又は論述式で、文字を記入する方法です。

【記述式の例】

問1の解答欄

問1の解答欄	
設問1	(1)
	(2)
	(3)

(ほぼ原寸大)

全体イメージ

XX年度 XX期
XXXX試験
午後答案用紙

受験番号
生年月日
記入欄

注意事項

問題
選択欄

問1の解答欄

XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x

問2の解答欄

XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x
XX	x

記述式答案全体イメージ

【論述式の例】

本文(設問ア)

(ほぼ原寸大)

全体イメージ

本文(設問ア)

XXX字以内で記述してください。

(ヨコ25×タテ16 マス／枚)

400字

論述式答案 論述解答部イメージ

② 特別答案用紙（B4判）

試験区分（科目）は、AP（科目 A）、高度試験（科目 A-1、科目 A-2）、SC（科目 A-1、科目 A-2）が対象です。

a 解答群にしるしを付ける方法によって、解答することができる答案用紙です。

b 解答方法は、解答を「○」で選択する方法です。○が書けない場合は、「／」、「レ」などで選択することもできます。

(「②特別答案用紙」の様式の例、ほぼ原寸大)

問 1	ア	イ	ウ	エ
問 2	ア	イ	ウ	エ
問 3	ア	イ	ウ	エ

③ 拡大答案用紙 (B4 判)

試験区分 (科目) は、AP (科目 B)、高度試験 (科目 B-1、科目 B-2)、SC (科目 B) が対象です。

a 一般答案用紙を拡大した答案用紙です。

(「③拡大答案用紙 (B4 判)」の様式の例、ほぼ原寸大)

【記述式の例】

問 1 の解答欄				
設問 1	(1)			
	(2)			
	(3)			

【論述式の例】

本文 (設問ア)							

④ 拡大答案用紙（A3 判）

試験区分（科目）は、AP（科目 B）、高度試験（科目 B-1、科目 B-2）、SC（科目 B）が対象です。

a 一般答案用紙を拡大した答案用紙です。

（「④拡大答案用紙（A3 判）」の様式の例、ほぼ原寸大）

【記述式の例】

問 1 の解答欄							
設問 1	(1)						
	(2)						
	(3)						

【論述式の例】

本文(設問ア)							

⑤ 白紙答案用紙（B4 判）

全試験区分（科目）が対象です。

a 答案用紙として利用できる白紙の答案用紙です。解答は、問題番号と一緒に記入する必要があります。

b 解答形式によって、一般答案用紙を拡大した答案用紙を用意することがあります。

5. タイプライタ、ワープロ又はパソコンの持込み

(1) 「1. 時間延長」の(2)①～⑦に該当し、試験時間の延長が認められた方（一般受験者の 1.5 倍）で、一般答案用紙、特別答案用紙、白紙答案用紙を使用した手書きでの解答方法が困難な方が対象です。

(2) タイプライタ、ワープロ、パソコン及びプリンタ等周辺機器（以下、パソコン等機器という）は、すべて受験者が用意してください。また、答案用紙として利用する白紙や白紙感熱紙などを必ず受験者が持参してください。

(3) パソコン等機器の準備（運搬、設置、接続、動作確認）は、試験当日にすべて受験者又は付添者で行ってください。試験開始 25 分前（注意事項伝達前）には、パソコン及びプリンタが利用可能な状態になるよう準備を行ってください。

なお、パソコン等機器の準備に時間が掛かり、試験開始時刻までに準備が終了しなかった場合は、試験開始後も準備を継続できますが、試験終了時刻の繰り下げは行いません。

- (4) パソコン等機器の機種（型番）、サイズ、最大消費電力、パソコンの OS についてできるだけ詳しく入力してください。また、必要な電源の数を選択してください。
- (5) パソコン等機器の最大消費電力の合計は、原則、100W 以下にしてください。
- (6) パソコンの使用に関して

① パソコンの OS は、Windows 11 に限ります。

② アプリケーションの動作を監視するためのツール（以下、監視ツールという）をパソコンで起動して受験していただきます。監視ツールの起動にはUSBメモリを使用しますので、パソコンのUSBポートが使用できるようにしておいてください。

なお、監視ツールの実行には、Windows 11 に対応した「.NET Framework 3.5」が必要であり、「.NET Framework 3.5」が有効になっている必要があります。

注記 確認方法:コントロールパネルの「プログラムと機能」から「Windows の機能の有効化または無効化」を選択し、「.NET Framework 3.5」のチェックボックスがオンであれば有効です。

- ③ パソコンの使用可能ソフトは、原則、最大化させた Windows 付属の電卓機能・メモ帳に限ります。また、Windows 付属のスクリーンキーボード及び拡大鏡も使用できます。
- ④ 計算機付マウスなど操作以外の用途にも使用できる機器は、使用できません。
- ⑤ 使用可能ソフトの確認など、一時的に試験監督員がパソコンの操作を行います。
- (7) ワープロの文字入力以外の機能（表計算、データベース機能など）は、使用できません。
- (8) パソコン等機器のスピーカ音量は、OFF（ミュート）にしてください。
- (9) 答案のデータによる提出は認めません。試験時間内に印刷を完了してください（試験終了後は、いかなる入力も印刷もできません）。
- (10) 答案データ等を持ち帰ることはできません。
- (11) 解答形式によって、一般答案用紙を拡大した答案用紙を用意することがあります。答案用紙に記入するための筆記用具（黒鉛筆及びシャープペンシル）を持参してください。
- (12) 事前に申請したパソコン等機器や OS 及び使用可能ソフト以外を使用している又は使用した疑いがある場合、直ちに退室を命じます。採点もされません。受験済みの試験は無効になります。残る科目の受験もできません。故意・過失にかかわらず使用可能ソフト以外が起動した場合、デスクトップ通知などが表示された場合も同様です。
- (13) パソコン等機器に生じた不具合が受験の妨げになっても、監視ツールによって試験が中断しても、試験時間の延長等の措置は行いません。
- (14) 試験会場でのパソコン等機器の破損や故障等については、一切責任を負いかねます。

6. 試験監督員による介助

- (1) 試験室外又は試験時間外、長時間にわたる試験室内の介助については、試験監督員は、原則、対応しません。介助が必要な場合、付添者を同伴させてください。
- (2) 試験監督員による介助は、原則、試験室内かつ試験時間中、一時的な介助に限り対応します。希望される一時的な介助について、できるだけ詳しく入力してください。

7. 付添者の試験時間中の入室

付添者の試験時間中の入室は、原則、認めません。ただし、試験時間中に試験監督員では行えない介助が必要な場合、付添者の入室を認めることがありますので、付添者の姓名、付添者の入室が必要になる介助の内容をできるだけ詳しく入力してください。

なお、パソコン等機器の持込みを認められた方で、印刷時に付添者の介助が必要な場合は、印刷時に付添者の入室を認めます。介助内容にその旨を入力してください。

8. 自動車の試験会場構内への乗入れ又は駐車

- (1) 乗入れ又は駐車の有無についてチェックを付けてください。また、乗入れ又は駐車が必要な理由を入力してください。
- (2) 車名、車体色、車両ナンバ（地名などすべて入力のこと）を入力してください。

- (3) 駐車場利用を希望しても、試験会場によっては駐車場が用意できない場合や有料になる場合があります。

9. その他

その他の希望については、できるだけ具体的に入力してください。

(1) 車椅子

試験室内などに車椅子を持ち込む場合は、「(1)車椅子」にチェックを付け、「電動・手動」のどちらかにチェックを付けて、サイズ（全幅：一番広い部分、全長：奥行き、全高：一番高い部分、座面高：床から座面まで）についても必ず入力してください。

(2) 洋式トイレ

(3) 1 階試験室

エレベータが設置されている場合、2 階以上の試験室になる場合があります。

(4) 筆談

① 筆談用の用紙を用意します。

② 聴覚障害者であって筆談を希望する方は、「(4)筆談」にチェックを付けてください。

③ 筆談希望者には、試験監督員が、口頭で説明する注意事項などを書面にしたものを用意します。

(5) 座席（前方、明るい所）

(6) 拡大読書器や音声応答のある電卓など機器の持込み

拡大読書器（保存・記録機能がないものに限る）や音声応答のある電卓等は、商品名、型番、必要電源数を入力してください。また、書見台、文鎮などの持込みが必要な場合は、こちらに入力してください。

なお、機器の試験会場への事前の持込みなどはできません。

(7) その他

補助犬の同伴、耳栓の使用等、上記(1)～(6)に該当しない措置などが必要な場合は、こちらに入力してください。また、医療器具などで電源が必要な場合は、電源の数を入力してください。

■ 7. 特別措置（SG、FE を受験される方）

AP、高度、SC の特別措置については、19 ページの「6. 特別措置（AP、高度、SC を受験される方）」をご覧ください。

■ 特別措置を希望する方の受験申込方法について

受験申込みの前に「特別措置申請」が必要です（申請期限にご注意ください）。申請内容の審査後、特別措置を認められた方は、受験申込みを行ってください。

身体障害者、身体不自由等により CBT 試験会場で受験できない方など、受験時の特別措置を希望する方は、「7-1. 特別措置の申請方法について」のとおり、申請してください。申請内容を審査の上、特別措置の可否を決定しますので、希望する特別措置ができないこともあります。

審査結果は、申請から一週間以内を目安としてメールで連絡します。なお、連絡事項を掲載する場合がありますので、マイページから、申請内容の確認及び結果の確認を必ず行ってください。

申請から一週間を過ぎても連絡がない場合は、申込みの締切前日（9 月 17 日（木））までに特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施に関するお問合せ先（33 ページ参照）にお問い合わせください。

■ 7-1. 特別措置の申請方法について

1. 特別措置の対象者

肢体不自由、視覚障害（点字受験を必要としない）、視覚障害（点字受験を必要とする）、その他の身体不自由等により CBT 試験会場で受験できない方など

注意事項

CBT 方式試験では、補聴器（通信機能がないもの・人工内耳を含む）の使用、筆談に対応しております。また、車椅子で受験可能な会場もあります。

CBT 方式試験の詳細については、ホームページ

(https://www.ipa.go.jp/shiken/mousikomi/cbt_sg_fe.html) を参照してください。

※CBT 方式で受験可能か、判断に迷われた場合は特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施に関するお問合せ先（33 ページ参照）までお問い合わせください。

2. 申請方法

受験時の特別措置を希望する方は、**受験申込みの前に「特別措置申請」を行ってください。**特別措置の可否を審査します。

「特別措置申請」はマイページからの申請となります。申請手順に従って必要事項を入力し、身体障害者手帳等の証明書類の画像データをアップロードしてください。

審査後、特別措置を認められた方は、受験申込みを行ってください。

(1) 特別措置申請

- ① 受験申込みの前に「特別措置申請」が必要ですので、マイページにログインし、手順に従って申請を行ってください。
- ② 特別措置申請の期間 **9 月 1 日（火）～9 月 11 日（金）17 時**
- ③ 「特別措置申請」の結果、特別措置を認められた方は、受験申込期間内に受験申込みを行ってください。

(2) 特別措置申請内容の入力、証明書類のアップロード

- ① 申請内容の入力
希望する措置、理由等を選択又は入力してください。
- ② 身体障害者手帳の画像データをアップロード（「7-3. 特別措置申請内容の詳細について」の 1～8 のいずれかを希望する場合）
ただし、「7-3. 特別措置申請内容の詳細について」の 3、4(1)、5～8 を希望する場合は、医師の診断書でも可とします（医師の診断書の画像データをアップロード）。

注意事項

- ・身体障害者手帳の画像データは、**氏名、障害程度の等級及び障害名が分かるようにアップロード**してください。
- ・医師の診断書は、**希望する特別措置を必要とする理由が分かるもの**であり、令和8年7月6日(月)以降のものであります。
- ・医師の診断書の内容に **CBT 方式試験での受験が困難な理由が必要です**。ただし、点字希望者は除きます。
- ・身体障害者手帳、医師の診断書は、日本国内において交付、発行されたものに限りです。

※身体障害者手帳や医師の診断書を提出された場合でも、審査のため、IPA が指示する「指定医師（身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師として、障害の種類ごとに都道府県知事の指定を受けた医師）の診断書」を追加で提出していただくこともあります。

③ 審査結果は、申請から一週間以内を目安としてメールで連絡します。

申請から一週間を過ぎても連絡がない場合、申込みの締切前日（9月17日（木））までに特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施に関するお問合せ先（33 ページ参照）にお問い合わせください。

(3) 受験申込み

- ① 特別措置を認められた方は、申込手順に従って受験申込みを行ってください。
- ② 受験申込期間 **9月1日（火）～9月18日（金）17時**

(4) 特別措置申請期間後における特別措置の希望について

特別措置申請期間後の特別措置申請は、原則、受け付けません。ただし、申請期間後の不慮の事故などで新たに特別措置を希望する方は、特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施に関するお問合せ先(33 ページ参照)にお問い合わせください。お問い合わせされた時期、希望内容によって特別措置の対応ができる場合があります。

3. 注意事項

- (1) 「**7-3. 特別措置申請内容の詳細について**」1～8のいずれかを希望する場合、**証明書類のアップロードが必要です**。
- (2) **試験当日、特別措置を希望されても、対応できません**。
- (3) 申込内容の変更期間において、SG、FE から他の試験区分へ変更すること、FE の免除有無を変更することはできません。
- (4) **試験会場は、指定できません。試験会場は、マイページで通知します**。
- (5) 提出書類は、返却しません。
- (6) 機器などの貸与、あつせんはしません。
- (7) 不明な点は、特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施に関するお問合せ先（33 ページ参照）にお問い合わせください。

■ 7-2. 特別措置申請内容の入力について

1. 申請の理由、症状や受験時の姿勢・状態、障害程度の等級については、詳しく入力してください。等級の認定を受けていない場合で、「7-3. 特別措置申請内容の詳細について」3、4(1)、5～8のいずれかを希望するときは、「**希望する特別措置を必要とする理由**」が詳しく記入された医師の診断書の画像データをアップロードしてください。
2. 申請内容について確認するため、日中連絡の取れる電話番号へ連絡する場合があります。

■ 7-3. 特別措置申請内容の詳細について

1. 時間延長

- (1) 試験時間が一般受験者の1.5倍に延長されます。

(2) 試験時間の延長は、次の条件を満たす方を対象とします。障害程度等級は、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第五号）に準じます。

- ① 視覚障害（1級～3級）
- ② 上肢障害（1級）
- ③ 上肢障害（2級のうち次に該当する方）
 - a 両上肢の機能障害が著しいことが身体障害者手帳に記載されている。
 - b 両上肢の全ての指を欠くことが身体障害者手帳に記載されている。
- ④ 体幹機能障害（1級）
- ⑤ 体幹機能障害（2級のうち次に該当する方）

体幹の機能障害により、座位を保つことが困難なことが身体障害者手帳に記載されている。
- ⑥ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢運動機能障害（1級）
- ⑦ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢運動機能障害（2級のうち次に該当する方）

不随意運動・失調等により両上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されることが身体障害者手帳に記載されている。
- ⑧ 発達障害によって試験時間の延長が必要と認められる方
IPA 所定の診断書が必要です。診断書の様式は IPA ホームページ
(https://www.ipa.go.jp/shiken/2026/r08zenki_tokubetsusochi.html) からダウンロード可能です。

(3) 試験時間を延長する場合は、休憩時間が短縮されます。

(4) 時間延長時の試験時間

試験区分	科目 A (SG は科目 A・B)	科目 B
SG	9:30～12:30	—
FE	9:30～11:45	12:45～15:15

2. 点字受験

- (1) **視覚障害で試験時間の延長（一般受験者の 1.5 倍）が認められた方が対象です。**
- (2) 試験問題を点字化した問題冊子と点字用答案用紙を用意します。
- (3) **解答に必要な機器（点字タイプライタ又は点字盤）の持込みが必要です。**持ち込む機器に、チェックを付けてください。また、ソロバンを持込む場合は「(3) ソロバン」にチェックを付けてください。点字タイプライタで電動式の場合には、必要な電源の数を選択してください。

3. 問題冊子

問題冊子は、次の中から選択できます。

- (1) 一般問題冊子（B5 判）
- (2) 拡大問題冊子（B4 判）

一般問題冊子の文字を、拡大率 1.4 倍にした問題冊子です。
- (3) 白黒反転拡大問題冊子（B4 判）

(2)を白黒反転させた問題冊子です。

（「(3) 白黒反転拡大問題冊子」様式の例、ほぼ原寸大）

問X 白黒反転問題冊子の表示例です。

- ア 白黒反転問題冊子の表示例です。
イ 白黒反転問題冊子の表示例です。
ウ 白黒反転問題冊子の表示例です。
エ 白黒反転問題冊子の表示例です。

4. 答案用紙

(1) 答案用紙は、次の中から選択できます。

① 特別答案用紙（B4 判）

- a 解答群にしるしを付ける方法によって、解答することができる答案用紙です。
- b 解答方法は、解答を「○」で選択する方法です。○が書けない場合は、「／」、「レ」などで選択することもできます。

（「①特別答案用紙」の様式の例、ほぼ原寸大）

問 1	ア	イ	ウ	エ
問 2	ア	イ	ウ	エ
問 3	ア	イ	ウ	エ

② 白紙答案用紙（B4 判）

- a 答案用紙として利用できる白紙の答案用紙です。解答は、問題番号と一緒に記入する必要があります。

(2) 代理記入

「1. 時間延長」の(2)①～⑦に該当し、試験時間の延長（一般受験者の1.5倍）が認められた方で、特別答案用紙、白紙答案用紙を使用した手書きでの解答方法が困難な方が対象です。点字受験の方は対象となりません。

- ① 受験者が問題番号と解答を口頭で伝え、試験監督員が特別答案用紙へ「代理記入」する形式です。
- ② 付添者を介して解答する場合、付添者の試験時間中の入室希望にチェックを付け、付添者名と介助内容を入力してください。

5. 試験監督員による介助

- (1) 試験室外又は試験時間外、長時間にわたる試験室内の介助については、試験監督員は、原則、対応しません。介助が必要な場合、付添者を同伴させてください。
- (2) 試験監督員による介助は、原則、試験室内かつ試験時間中、一時的な介助に限り対応します。希望される一時的な介助について、できるだけ詳しく入力してください。

6. 付添者の試験時間中の入室

付添者の試験時間中の入室は、原則、認めません。ただし、試験時間中に試験監督員では行えない介助が必要な場合、付添者の入室を認めることがありますので、付添者の姓名、付添者の入室が必要になる介助の内容をできるだけ詳しく入力してください。

7. 自動車の試験会場構内への乗入れ又は駐車

- (1) 乗入れ又は駐車の有無についてチェックを付けてください。また、乗入れ又は駐車が必要な理由を入力してください。
- (2) 車名、車体色、車両ナンバ（地名などすべて入力のこと）を入力してください。
- (3) 駐車場利用を希望しても、試験会場によっては駐車場が用意できない場合や有料になる場合があります。

8. その他

その他の希望については、できるだけ具体的に入力してください。

(1) 車椅子

試験室内などに車椅子を持ち込む場合は、「(1)車椅子」にチェックを付け、「電動・手動」のどちらかにチェックを付けて、サイズ（全幅：一番広い部分、全長：奥行き、全高：一番高い部分、座面高：床から座面まで）についても必ず入力してください。

(2) 洋式トイレ

(3) 1 階試験室

エレベータが設置されている場合、2 階以上の試験室になる場合があります。

(4) 筆談

① 筆談用の用紙を用意します。

② 聴覚障害者であって筆談を希望する方は、「(4)筆談」にチェックを付けてください。

③ 筆談希望者には、試験監督員が、口頭で説明する注意事項などを書面にしたものを用意します。

(5) 座席（前方、明るい所）

(6) 拡大読書器など機器の持込み

拡大読書器は、画像などの保存機能がないものに限りです。商品名、型番、必要電源数を入力してください。また、書見台、文鎮などの持込みが必要な場合は、こちらに入力してください。

なお、機器の試験会場への事前の持込みなどはできません。

(7) その他

補助犬の同伴、耳栓の使用等、上記(1)～(6)に該当しない措置などが必要な場合は、こちらに入力してください。また、医療器具などで電源が必要な場合は、電源の数を入力してください。

■特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施※に関するお問合せ

問合せ時間：8時30分～17時30分。

※ 試験会場など試験実施に関するお問い合わせは下記日時で受け付けます。

問合せ期間：令和8年11月9日(月)～11月14日(土)。

問合せ時間：8時30分～18時。ただし、試験当日（令和8年11月14日（土））の問合せ時間は7時～18時とします。

お問合せ先	電話番号、問合せフォーム
株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズ 受験サポートセンター	03-4500-7862 https://hw.cbt-s.info/inquiry/user/inquiry/8

特別措置審査・受験申込み、試験会場など試験実施に関する業務については、株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズへ委託しています。

会場での忘れ物等のお問い合わせについては、情報処理推進機構ホームページの問合せフォームより、お問合せください。

情報処理推進機構ホームページ問合せフォーム

https://www.ipa.go.jp/shiken/jitecinquiry_faq.html#form

■情報処理安全確保支援士の登録に関するお問合せ

お問合せ先	メールアドレス
人材スキルアセスメント部 登録・講習グループ	riss-info@ipa.go.jp

■情報処理技術者試験・支援士試験のホームページ

<https://www.ipa.go.jp/shiken/>

IPA では、情報処理技術者試験及び支援士試験に関連する講習会の受講、教材の販売、可否の通知などの勧誘は一切行っておりません。また、類似名称を用いて各種勧誘などを行う業者と IPA とは一切関係がありません。合格発表及び成績照会は、ホームページ又はマイページから無料でご覧になれます。